

# 公共工事の監督・検査

---

令和6年10月4日

国土交通省 関東地方整備局 企画部  
技術検査官 西川 繁



**1. 書類の簡素化、遠隔臨場**

**2. 公共工事の監督・検査**

**3. 受発注者間の取り組み**

**4. 安全対策のお願い**

# 1. 書類の簡素化、遠隔臨場

---

## 経緯

- 平成20年度 「土木工事書類作成マニュアル（案）」策定  
⇒工事書類の簡素化、統一化を推進
- 平成21年度～ 「土木工事書類作成マニュアル」を適宜改定
- 平成28年度 各都県の建設業協会と共同で工事関係書類のスリム化（簡素化）点検を実施
- 平成30年度 「土木工事書類作成マニュアル」改定  
「土木工事書類スリム化ガイド」策定
- 令和3年9月 「土木工事電子書類作成マニュアル」改定  
「土木工事電子書類スリム化ガイド」初版
- 令和5年7月 「土木工事電子書類スリム化ガイド」第二版
- 令和6年3月 「土木工事電子書類スリム化ガイド」第三版

令和6年3月 関東地方整備局 発行

## 土木工事電子書類スリム化ガイド (ver.3.0)



令和6年3月

関東地方整備局

## 書類スリム化ガイドの目的

- 工事書類を必要最小限に簡素化（スリム化）
- 受発注者間での作成書類の役割分担を明確化
- 書類の電子化
- 遠隔臨場、WEB会議の活用によるインフラ分野のDX推進



**工事の円滑な施工  
受発注者間双方の働き方改革を推進**

## 土木工事電子書類スリム化ガイド

### 目次

1. 目的、適用	.....P. 1
2. 全ての書類は電子化	.....P. 3
3. ASP(情報共有システム)の選定は書類不要	.....P. 3
4. コリンズ(CORINS)登録は書類不要	.....P. 3
5. 設計審査会(工事着手前)で役割分担を明確化	.....P. 4
6. 工事関係電子書類一覧表(役割分担を明記)	.....P. 4
7. 施工計画書	.....P. 5
8. 設計図書の照査	.....P. 6
9. 設計審査会等における書類簡素化	.....P. 6
10. ウィークリースタンスの実施	.....P. 7
11. 工事打合せ簿	.....P. 8
12. ワンデーレスポンス	.....P. 9
13. 施工体制台帳	.....P. 10
14. 臨場確認(段階確認、確認立会、材料確認)	.....P. 12
15. 材料確認	.....P. 13
16. 品質・出来形管理	.....P. 14
17. 品質証明	.....P. 14
18. 工事履行報告書	.....P. 15
19. 休日・夜間作業届	.....P. 16
20. 週間工程表	.....P. 16
21. 産業廃棄物管理表(マニフェスト)	.....P. 17
22. 排ガス対策型・低騒音型建設機械の写真	.....P. 17
23. 特殊車両通行許可証	.....P. 17
24. 安全教育・訓練等の実施状況資料	.....P. 17
25. 支給品・貸与品	.....P. 17
26. 工事現場の現場環境改善	.....P. 18
27. 創意工夫・社会性等に関する実施状況	.....P. 18
28. 工事検査	.....P. 19
29. オンライン電子納品	.....P. 20
30. 発注者側からの誤った指摘事例	.....P. 21

## 土木工事電子書類スリム化ガイド

### 1. 目的、適用

#### 土木工事電子書類スリム化ガイドの位置付け

- 本ガイドでは、関東地方整備局(港湾空港関係、宮宿関係を除く)発注工事の**工事関係書類を必要最小限に簡素化(スリム化)するための方法や削減可能な工事書類を紹介**している。
- **受注者及び発注者、監督職員、検査職員、現場技術員・施工体制調査員は、本ガイドに基づき工事書類の簡素化(スリム化)に留意**するものとする。
- ※ ただし、受注者の社内が必要とされる工事書類の作成を妨げるものではない。また、本ガイドで提出不要としている資料でも、受注者の意思で提出された場合は、受領を妨げるものではない。(例えば、「施工体制台帳」に添付が不要な書類の事例」に記載の書類が添付書類に含まれていたため、受注者にそれを抜いて再提出させる等は不要)
- ※ 法令等に規定された書類の作成は適正に行うものとする。

(参考) 土木工事電子書類作成の根拠となる主な諸基準及び様式

- ・ 土木工事電子書類作成マニュアル  
<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000037.html>
- ・ 土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値、土木工事写真管理基準  
<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000035.html>
- ・ 「土木工事共通仕様書」を適用する請負工事に用いる標準様式  
<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
- ・ 施工体制台帳、施工体系図等  
[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1.6\\_bt\\_000191.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1.6_bt_000191.html)
- ・ 工事現場等における施工体制の点検要領  
<https://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/keiyaku/130417/04/04-1.htm>
- ・ 工事請負契約における設計変更ガイドライン(統合版)  
<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000206.html>
- ・ 工事完成図書の電子納品等要領、オンライン電子納品実施要領  
[http://www.cals-ed.go.jp/cri\\_point/](http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/)
- ・ 電子納品等運用ガイドライン、土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン  
[http://www.cals-ed.go.jp/cri\\_guideline/](http://www.cals-ed.go.jp/cri_guideline/)
- ・ 関東地方整備局における建設現場の遠隔臨場の取り組み  
<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000212.html>

<アンケート対象>

工期末が令和5年11月1日以降の関東地方整備局管内の受注者  
467件（280社）うち回答数254件（208社）

<アンケート実施月>

令和5年12月

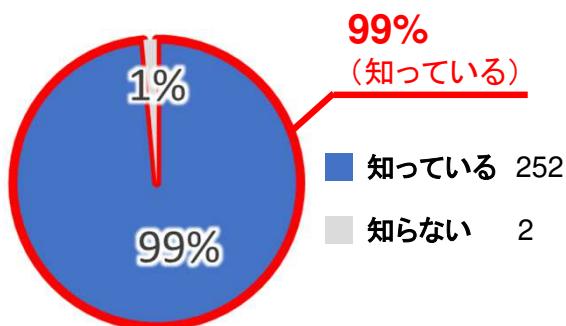
<アンケート方式>

WEB方式

## アンケート結果概要

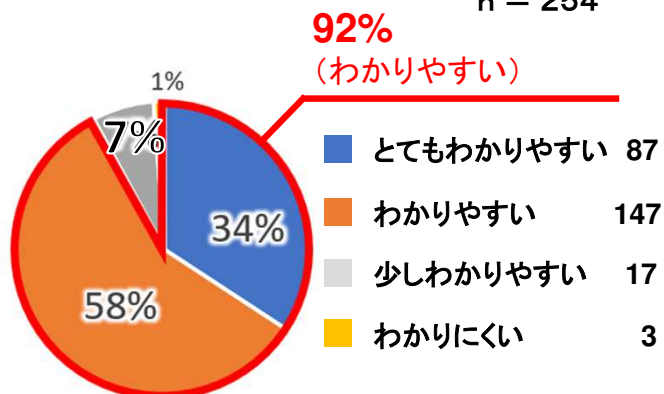
【スリム化ガイドを知っていますか】

n = 254



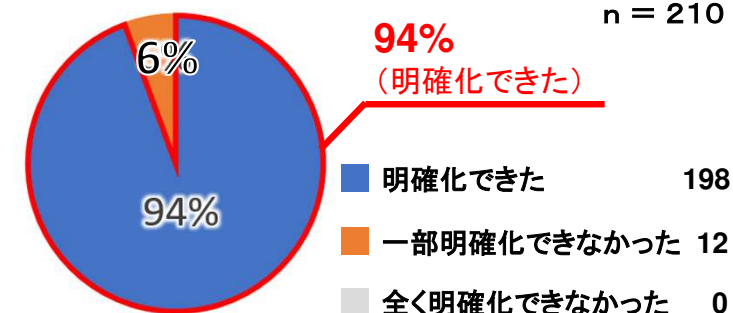
【スリム化ガイドのわかりやすさについて】

n = 254



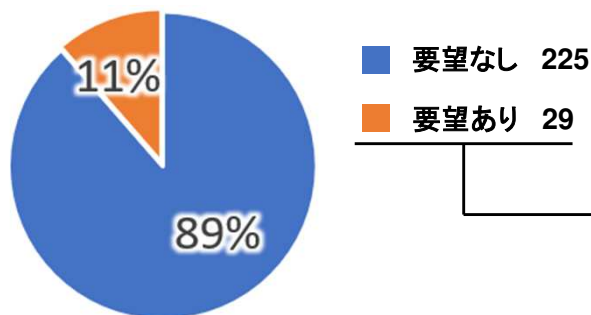
【スリム化ガイドでは、工事着手前の設計審査会において、受発注者間の書類作成の役割分担を明確化することとしていますが、明確化できましたか】

n = 210



【スリム化ガイド等の更なる改善要望はありますか】

n = 254



【主な改善要望項目及び課題】

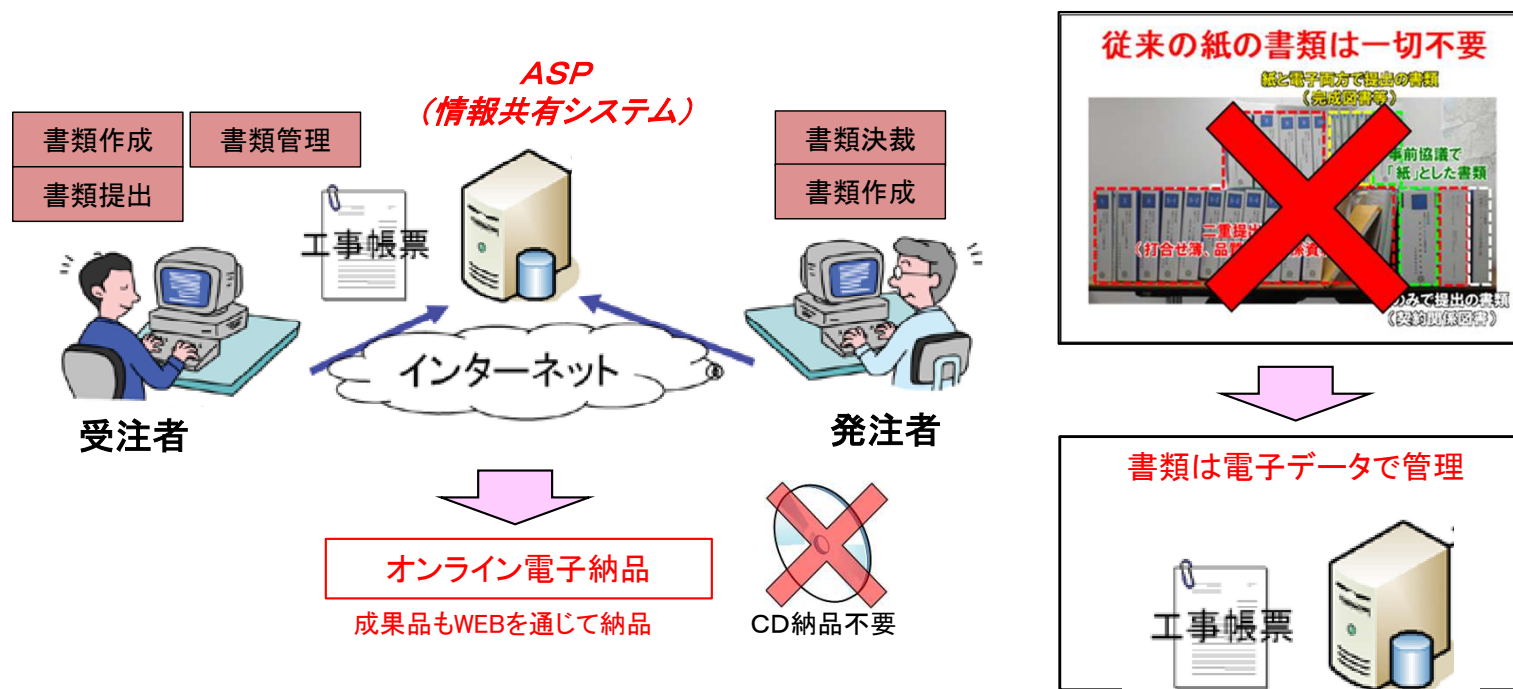
- ◇施工体制台帳  
添付不要な書類が明確でない。
- ◇設計審査会  
工事着手前の開催が徹底されていない。  
細かい資料作成に時間を要する。
- ◇週間工程表  
記載内容や作成様式が明確でない。
- ◇スリム化ガイドの目的  
発注者が目的を遵守していない。

スリム化ガイドより抜粋

## 2. 全ての書類は電子化

### ASPを活用し書類は電子データで管理

- ASP(情報共有システム)は、書類の作成や受発注者間のやりとりをWEBを通して行うシステムで、書類を電子データで管理。
- 「工事書類の処理の迅速化」を図り、建設現場の働き方改革、生産性向上に寄与。
- 全ての工事においてASP(情報共有システム)を活用し、全ての書類は電子データで管理。





## 5. 設計審査会(工事着手前)で役割分担を明確化

スリム化ガイドより抜粋

工事着手前の設計審査会で、受注者が作成すべき書類、発注者が作成すべき書類を明確化し、役割分担を徹底

- ・ 維持工事を含む全ての工事を対象とする。なお、工事着手前の開催は必ずしも設計変更の妥当性を審査する場ではないことから、設計照査の完了を待つ必要は無い。



受注者

### 受注者の分担

(事例)

- ・ 工事のお知らせ  
(自治会、住民等への周知)
- ・ 関係機関協議結果に基づく届出
- ・ 設計図書、条件明示と現場との不整合による協議資料

### 設計審査会(着手前)



### 発注者の分担

(事例)

- ・ 土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出
- ・ 【概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】  
関係機関との設計・施工協議  
占用物件の移設の調整、監督処分
- ・ 設計図書、条件明示と現場との不整合による設計図書修正(構造計算の伴うものや大幅な修正)



発注者

役割分担を明確化

協議に反映

※ 受注者が実施する場合は、その設計費用を発注者が負担する

## 6. 工事関係電子書類一覧表(役割分担を明記)

スリム化ガイドより抜粋

設計審査会で確認した役割分担を協議(工事関係電子書類一覧表)に反映

- 維持工事を含む全ての工事を対象とする。

「別紙様式-15」もASPで処理



別紙様式-15

### 工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

「電子か紙か」の協議は不要

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工事関係書類					作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け					工事書類作成媒 体の 事前協議		備考			
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠 (様式No)	発注者	受注者	指示 通知		提出		提示		監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品	電子 ☆		紙 ◎		
							受注者	受注者	監督職員 担当課	発注 担当課	受注者 保管								
工事着手前	作成 書類 の 役割 分担	設計 審査 会 で 確 認	1	【事例】 工事のお知らせ(自治会、住民等への周知)	共通仕様書1-1-1-38-7	-	○					○					令和〇年〇月〇日設計審査会で確認		
			2	【事例】 関係機関(〇〇〇)協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-1-38-2	-	○					○						令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
			3	【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項	-	○	○											土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出 令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			4	【事例】概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合 関係機関(〇〇〇)との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	-	○	○											令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			5	【事例】概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合 占用物件(〇〇〇)の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	-	○	○											令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			6	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	-	○		○										令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			7	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正(構造計算の件うもや大規模修正)	共通仕様書1-1-1-16	-	○	○											令和〇年〇月〇日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定 (受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する。)

※この役割分担(○の位置)は記載例であるため、設計審査会を踏まえて適切に反映する。

## スリム化ガイドより抜粋

### 10. ウィークリースタンスの実施

#### 土日・深夜勤務等を抑制するために、工事現場環境の改善を行う

- 全ての工事を対象とする。(災害復旧工事・維持工事等緊急を要する場合を除く)
- 工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。
- 工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

#### 工事現場環境改善(ウィークリースタンス)の概要



#### 工事現場環境改善の取組例

##### ①依頼日・時間及び期限に関すること

- 休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

##### ②会議・打合せに関すること

- 業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない(具体的な時間を設定)
- 打合せはWEB 会議等の活用にも努めること。

##### ③業務時間外の連絡に関すること

- 業務時間外の連絡を行わない。(ASP・メール等含む。)
- 受発注者間でノー残業デーを情報共有すること。

※上記取組例を参考に、打合せ簿等で具体的な取組を協議しておくことが望ましい。

詳細は「工事現場環境改善実施要領」を参照

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>

## 14. 臨場確認② (段階確認、確認立会、材料確認)

スリム化ガイドより抜粋

### 遠隔臨場を活用し、効率的な施工管理を実施

- ・ 遠隔臨場の活用は、移動時間の軽減や立会の待ち時間の軽減となり、受注者にとっても、発注者にとっても効率的な確認立会の実施に効果的。
- ・ ただし、遠隔臨場の対象工事は、「監督職員が現場に行かなくて良い」ものではない。
- ・ 遠隔臨場の活用により創出された時間を有効に活用し、監督職員は必要な現場の確認に努めることが重要。

※ 遠隔臨場の撮影時に「歩きスマホ」状態にならないよう留意する。

「建設現場における遠隔臨場 取組事例集」を参照

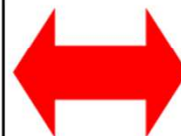
全国版：[https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr\\_content/content/000858655.pdf](https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000858655.pdf)

関東地方整備局版：[https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr\\_content/content/000865305.pdf](https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000865305.pdf)

現場での受注者による撮影状況



リモート(遠隔)  
で監督を実施



執務室での監督職員による確認状況

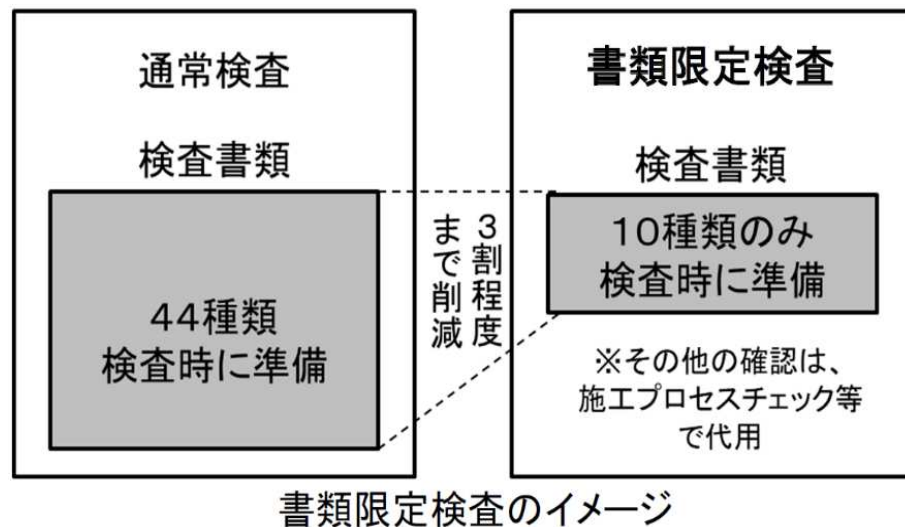


## 28. 工事検査①

スリム化ガイドより抜粋

工事検査は「書類限定検査」を標準とし、10書類に限定して検査

- 完成検査、既済部分検査、完済部分検査、中間検査を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と検査職員の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る。
- 10種類以外の追加書類を求める必要がある場合は検査通知前に受注者に通知すること。



### 【対象工事】

全ての工事（港湾、空港、官庁営繕工事を除く）について実施。

※以下の工事については対象外

- 「低入札価格調査対象工事」又は「監督体制強化工事」
- 施工中、監督職員により文書等により改善指示を発出された工事

### 【必要書類】

技術検査官は、技術検査時に下記の10書類に限定して資料検査を実施。

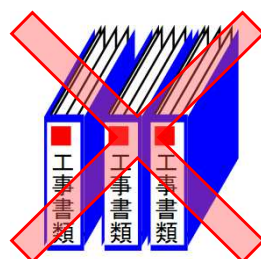
①施工計画書	⑥品質規格証明資料
②施工体制台帳 (下請引取検査書類を含む)	⑦出来形管理図表
③工事打合せ簿 (協議)	⑧品質管理図表
④工事打合せ簿 (承諾)	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿 (提出)	⑩工事写真

## 28. 工事検査②

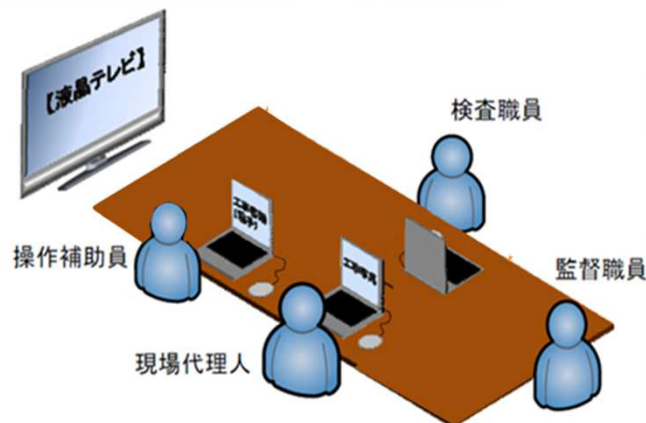
スリム化ガイドより抜粋

### 工事検査は電子データにより実施

- 検査職員は、電子データで検査を行い、別途、紙の書類の提示を求めないこと。



紙資料不要



## 28. 工事検査③

### 不要な書類を作成しても工事成績評定では評価されない

- 土木工事電子書類作成マニュアル及び本ガイドにおいて不要としている書類を作成しても工事成績評定では評価されない。
- 書類の見栄えや多さは、工事成績評定に影響しない。
- 工事概要説明資料(ダイジェスト版)等の工事検査のために新たな資料の作成不要。
- 発注者(監督職員、検査職員、現場技術員)は、不要な書類の提出、提示は求めないこと。

## スリム化ガイドより抜粋

### 30. 発注者側からの誤った指摘事例①

#### スリム化ガイドの目的に反する指摘等は厳に慎むこと

- ・ 「土木工事電子書類スリム化ガイド」及び「土木工事電子書類作成マニュアル」は特記仕様書に基づく「契約図書」です。
- ・ スリム化ガイド等に反する書類作成の指示等は、いわゆる“お願いベース”であっても原則出来ません。

#### 【スリム化ガイドの目的に明らかに逆行、もしくは記載内容に明らかに反した指摘事例】

##### 事例1)

- × 材料の品質規格証明資料について、指定材料以外も提出を要求された。
- 設計図書(共通仕様書・特記仕様書)で提出を指定された材料以外は提出不要です。

##### 事例2)

- × 段階確認、確認・立会について、設計図書に記載の無い内容の確認・立会を要求された。
- 設計図書を基本とし、施工計画書作成段階で、受発注者が必要な工種、頻度等を確認してください。

##### 事例3)

- × 工事履行報告書に、実施工程表を添付するよう要求された。
- 実施工程表は提出不要としているため、工事履行報告書への添付は不要です。

##### 事例4)

- × 品質証明書の添付書類の提示を求められた。
- 品質証明に関する試験成績報告書や製品カタログ等の書類の添付は不要です。  
また、完成検査時においても添付書類の準備、提示は不要です。

##### 事例5)

- × 確認・立会時に、確認・立会依頼書以外の資料添付を指示された。
- 確認・立会のために新たに説明資料等を作成、添付する必要はありません。

##### 事例6)

- × 工事完成図書について、電子納品と紙の両方を求められた。
- 紙出力しての納品は不要です。工事検査においても電子データにより実施することとしています。

##### 事例7)

- × 検査時に工事概要書(ダイジェスト版)の作成を求められた。
- 工事検査のために新たな資料作成は不要です。

##### 事例8)

- × 「「施工プロセス」のチェックリスト(案)」の記入を求められた。
- 発注者側で作成する検査書類のため、受注者に記入を求めないこと。

##### 事例9)

- × 遠隔臨場にて立会をしているのに写真の提出を求められた。
- 受注者は遠隔臨場の映像と音声配信するのみで、立会状況の写真を提出する必要はありません。



過度な要求はNG!

## スリム化ガイドより抜粋

### 30. 発注者側からの誤った指摘事例②

#### スリム化ガイドの都合のいい解釈や作業の手戻りを生じさせないこと

- ・ スリム化ガイドの内容を発注者側で拡大解釈し、受注者へ過度な負担を掛けないこと。
- ・ 受注者の作業の手戻りにならないよう、様式の指定が必要な場合は速やかに行うこと。

#### 【発注者側での都合のいい解釈や、作業の手戻りが生じ、過度な負担となった事例】

事例1)

- × 提出が不要な書類だが、「作成しているものがあれば欲しい」と言われ実質提出となった。
- たとえ提示であっても、設計図書にて「提示」するよう指定のない書類は提示不要です。

事例2)

- × 協議資料に添付する書類は必要最小限かつ簡潔で良いとなっているが、内容確認のために多数の写真や詳細図面・概算金額・変更数量等を求められた。
- 「設計審査会にこの資料がないと副所長は納得しない」、「本官工事のため本局への説明に必要」、「誰が見ても理解出来るように」等の理由で資料を求めないこと。内部説明のためだけに必要な資料は発注者が自ら作成することが基本です。

事例3)

- × 週間工程表や設計審査会資料、週休2日の取得報告書など、標準様式に無い様式は任意様式だが、自社の書式で提出したところ、後から出張所オリジナルの様式や他社の様式に合わせて欲しいと要求され、作業の手戻りが生じた。
- 様式の指定が必要な場合は速やかに行うこと。

事例4)

- × 土砂の処分先について受注者で検討するように指示され検討していたが、発注者の方で既に検討済みであったことが後から判明した。
- 発注者側で検討状況の十分な精査が必要です。なお、受注者で行った追加検討に要した費用については協議の対象とします。

事例5)

- × 夕方に書類作成指示があり、翌日の朝までに提出を求められることがあった。
- 工事現場環境改善の観点から、休日、ノ一残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しないこととしています。

事例6)

- × 建設物価や積算資料に価格がない資材について、三者見積もりの提出を求められた。
- 工事費の積算のための三者見積もりが必要な場合は、発注者が直接三者見積もりの依頼先に依頼が必要です。(受注者を介して依頼をすることは出来ません)

**スリム化ガイド等に反する指摘等を受けた場合や、スリム化ガイドを提示しても発注者側と共通認識を得られない場合は、関東地方整備局 企画部 技術調査課までご報告をお願い致します。**



## ■実施目的

- 移動時間の軽減、立会の待ち時間の軽減
  - 受発注者の働き方改革、生産性の向上
- 遠隔臨場で創出された時間の有効活用
  - 必要な立ち会いや打合せ時間等の確保

## ■内容

- 動画撮影用のカメラ、Web会議システム等を介して  
「段階確認」「材料確認」「立ち会い」の遠隔臨場を実施
  - ※建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)R5年3月

## ■対象工事(営繕関係、港湾空港関係を除く)

- 全ての工事を対象
- 1億円未満の工事は工事内容を踏まえ遠隔臨場の実施を判断

## ■費用負担／適用

- 設計変更時に全額を積み上げ計上
- 令和5年4月以降の契約手続き開始工事から適用

## 建設現場における遠隔臨場 取組事例集 関東地方整備局版 (令和5年9月)

通信環境の改善 効率的な計測 安全管理 視認性の向上  
その他(施工体制調査での活用など)

全50事例

### 2. 通信環境の改善 (衛星通信による通信環境改善)

課題に対して工夫した点	遠隔臨場による確認項目	映像と音声の「記録」に使用した機器及び「配信」に用いたシステム
<ul style="list-style-type: none"> <li>Starlink (衛星Wifi) を用いて、通信の途切れを軽減させた。</li> <li>音声が聞こえづらい、発信しても届きが悪いなどの観点についてBONX (Bluetooth型イヤホン) を使用し、鮮明に通話を可能にした。</li> <li>通信時の手ブレにより、画面酔いしてしまうのに対し、DJIハンドカメラパーを使用して手振れを軽減させた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>段階確認</li> <li>既製杭打設施工開始時 (試験杭)</li> <li>打設状況・使用材料確認</li> <li>鋼矢板打設完了時 (打設高)</li> <li>地盤改良施工開始時 (試験施工)</li> <li>改良状況・使用材料確認</li> </ul>	「記録」 ・ SiteLiveスクリーン ショット機能  「配信」 ・ starlink (衛星Wifi) DJIハンドカメラパー BONXイヤホン



【立会状況 (現場側)】



【製品名: DJIハンドカメラパー・BONX】

● 施工者 (受注者)  
 (効果)  
 ・ 音声の送受信はとても良かった  
 ・ 衛星を使用して、映像のタイムラグが軽減された  
 (今後改善を要する点)  
 ・ 立会毎に衛星Wifiをセットしなくてはならない仕様にしたため要検討  
 ・ ハンドカメラは片手がふさがるので、両手を

● 監督職員 (発注者)  
 (効果)  
 ・ 移動に時間をとられない為、他の仕事も効率化  
 (今後改善を要する点)  
 ・ 当工事も通信環境の工夫はしているものの、ため、通信環境の改善が必要  
 ・ 測量器械を使った立会には監督職員が直接観測



【立会状況 (監督側)】



【製品名: starlink (衛星Wifi)】

### 土木工事

工期	R4.12.01~
実施期間	R4.12.01~
工事内容 (主工種)	築堤・護岸盛土工、法植生工、コシ、As舗装 (既製杭工水・止水矢)
事務所	荒川調節池
受注者	飛鳥建設 (株)

### 14. 効率的な計測 (デジタル機器による明瞭化)

課題に対して工夫した点	遠隔臨場による確認項目	映像と音声の「記録」に使用した機器及び「配信」に用いたシステム
<ul style="list-style-type: none"> <li>監督者が画面上で容易に数値確認できるように、デジタル表示機器を使用して数値確認を行った。</li> <li>杭やアンカー箱抜き等の偏心量確認ではTSを使用し、座標値がモニターで確認出来る様に工夫した。</li> <li>かぶり測定ではデジタルノギスを使用してモニター越しに目盛りを読む煩わしさを解消した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既製杭出た形確認</li> <li>鉄筋かぶり確認</li> <li>アンカー箱抜き等の設置確認</li> </ul>	「記録」 ・ iPad  「配信」 ・ 遠隔臨場 (映像現場サポート)



【立会状況 (現場側)】



【かぶり測定 (デジタルノギス使用)】

● 施工者 (受注者)  
 (効果)  
 ・ カメラの位置ずれによる目盛り読み値のずれが解消された。  
 ・ 座標読みやすくなることで、逃げ墨等の準備を行う手間が解消された。  
 ・ モニターに測定値が表示されているので、識別が容易になった。  
 (今後改善を要する点)  
 ・ iPadにはカメラを外付け出来ないため、狭い箇所の測定を行うためには別途必要となる。  
 ・ 通話時に会話し易い様にヘッドセットを使用した方が、イヤホンだけで無く外部スピーカーからも監督者からの音声が周囲に聞こえる仕様になれば立会が円滑に行える。

● 監督職員 (発注者)  
 (効果)  
 ・ 移動時間を削減できることにより、他の業務等に時間を有効に使える。  
 ・ 複数人で視認が可能で複数の目で確認が行える。  
 (今後改善を要する点)  
 ・ 通信環境により音声、画像の乱れが生じ回復まで時間を要することがある。  
 ・ 細かな数値を確認するのに無理な体勢でカメラを近づけることができるのでズーム機能があれば便利。



【立会状況 (監督側)】



【モニターからの確認 (デジタルノギス使用)】

## 遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)(令和6年3月:国土交通本省) (抜粋)

遠隔臨場による工事検査とは、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ、360度カメラ等)によって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地から Web 会議システム等を介して、完成検査・既済部分検査・完済部分検査・中間技術検査における工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を行うことをいう。

### ○遠隔臨場による工事検査の対象

公共工事における工事検査を対象とし、『土木工事共通仕様書』に定める「技術検査」、「工事検査」を実施する場合に適用する。検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事实施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目とし、表 1-1 に示す。また、現場条件や、検査項目の適応性を踏まえ、従来方法(対面書類検査、現場実地検査)により検査を実施する選択も可能である。

表 1-1 遠隔臨場による工事検査の対象

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事实施 状況検査	出来形の検査		品質の検査		出来ばえの検査	
		書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

## ■ 書面検査



## ■ 書面検査

情報共有システム（ASP）に登録されている工事書類を、Web会議システムの機能を活用して共有して確認。

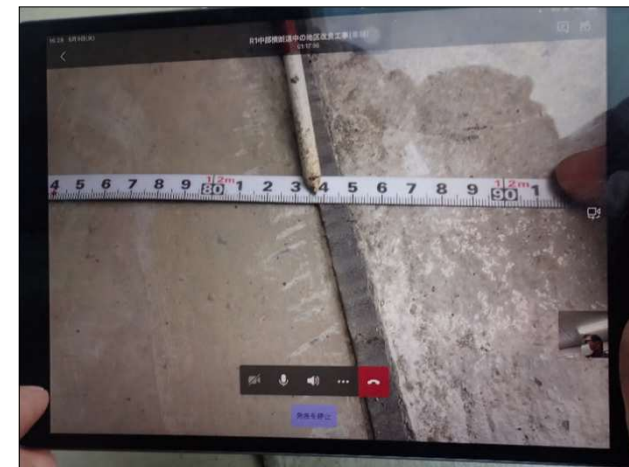
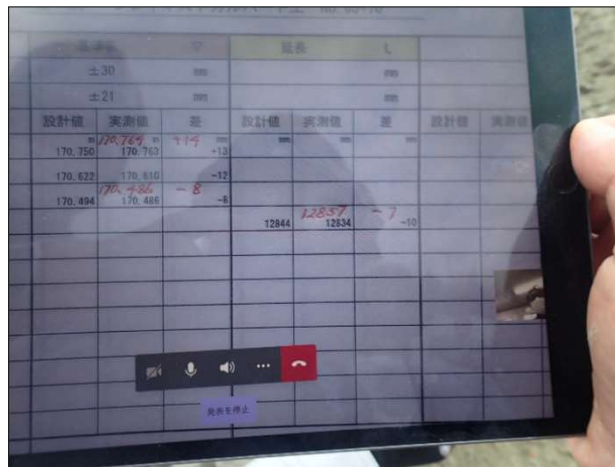
## ■ 実地検査

カメラ映像やスマートグラスの目線映像をリアルタイムで確認。

## スムーズな遠隔臨場検査のために...

- ・安定した通信環境の確保
- ・より明確なやりとり（質問・確認内容をハッキリと）
- ・情報共有システム、Web会議システムの“操作慣れ”
- ・実地計測スタッフによる事前リハーサル
- ・実地計測映像の“配信慣れ”（カメラワーク）

## ■ 実地検査



## 2. 公共工事の監督・検査

---

## 公共施設の特徴

- ・不特定多数の国民が長期にわたり利活用
- ・一般に施設の規模が大きく、工事段階・管理段階において環境への影響大
- ・施設のライフサイクルにわたる長期間の品質確保が必要
- ・公的機関によって公的資金を主たる財源として整備

## 公共工事の特性

- ・**単品受注生産**～契約時点で工事目的物が存在しない
- ・現地生産～品質管理に工夫が必要
- ・不可視部分が多く不良があっても発見が困難、目的物の性能等の直接確認が困難
- ・不良品と判明しても取り替えることは著しく困難、多大な費用



公共工事は**工事ごとに品質を確保**

## 監督業務の課題

### ① 監督業務の多様化と業務内容の負担が増大

- ・品質確保や入札契約制度への対応、厳格な品質管理等、監督業務への負担が増大
- ・早期発注、概数設計による設計変更協議などの契約関係業務が増加
- ・工事発注後における関係機関等との調整業務が増大

### ② 監督職員の現場への臨場回数の減少による品質確保への影響が懸念

- ・品質確保のためには、段階確認や現場立会いなどをきめ細かく行うことが必要

### ③ 粗雑工事や工事事故の発生が懸念

- ・施工不良や出来形不足やデータの改ざんなどによる、粗雑工事が発生
- ・安全管理には、日頃から万全を期しているが、見落としや勘違いなどにより、事故が発生

## 検査業務の課題

### ① 現地での出来形、品質確認における課題

- ・時間的制約から出来形や品質の現地確認は抽出検査とならざるを得ない
- ・現地確認が出来ない箇所(不可視部分)の確認は書類(写真やデータ)とならざるを得ない

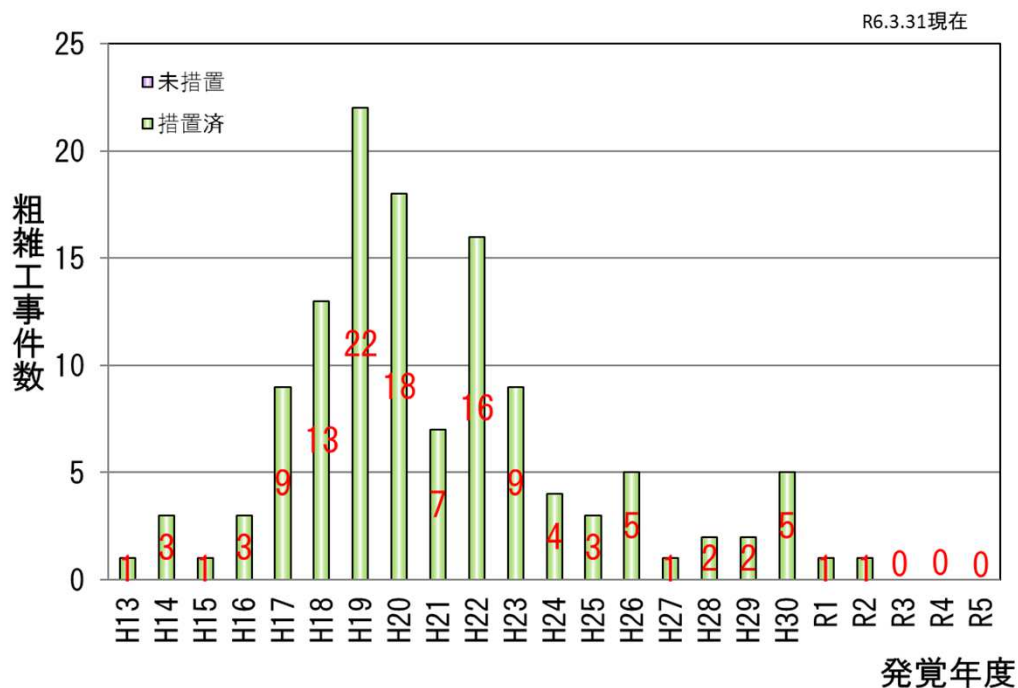
### ② 検査書類等の増大

- ・不可視部分の確認のため、写真やデータの書類が増大

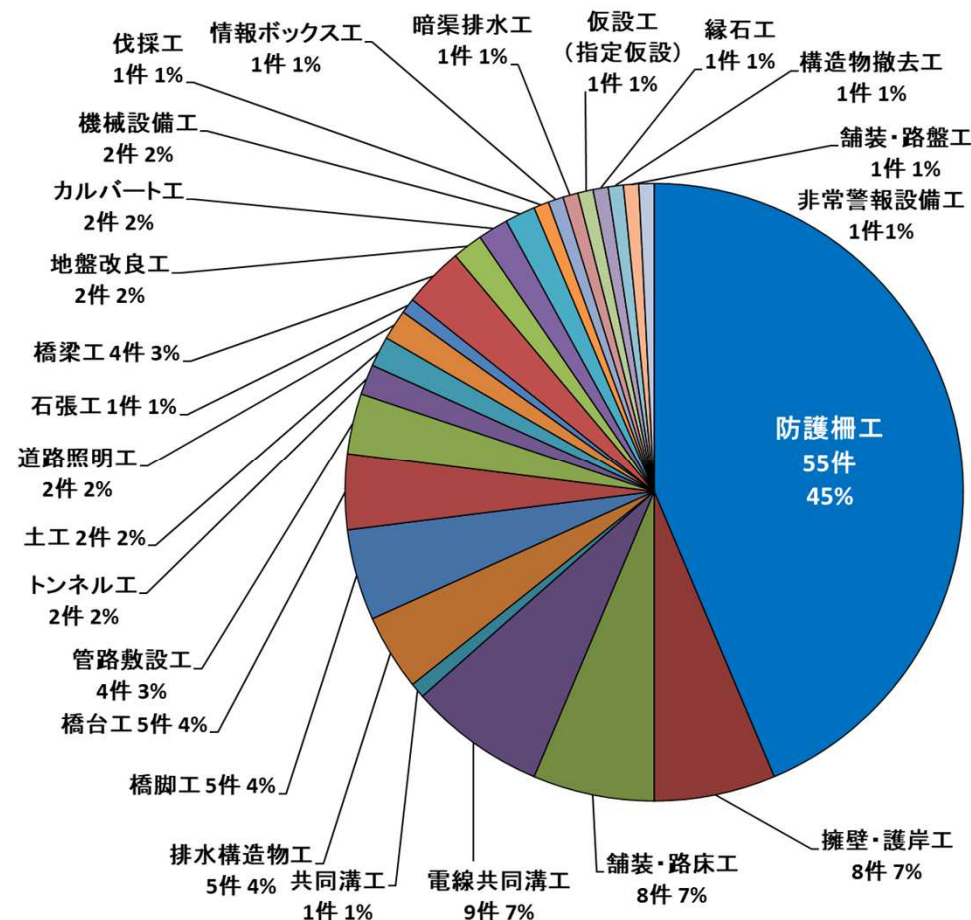
・過去には、特に防護柵工（ガードレールの根入れ不足等）で多くの粗雑工事が発生していたが、**近年は粗雑工事が減少傾向**にある。

※令和6年3月31日現在

## 1. 発覚年度別件数



## 2. 工種別件数（H13～R5年度合計）





公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(最終改正:令和3年5月19日)【**適正化法**】

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定:令和4年5月20日)一部変更

会計法(最終改正:令和元年5月31日)

予算決算及び会計令【**予決令**】

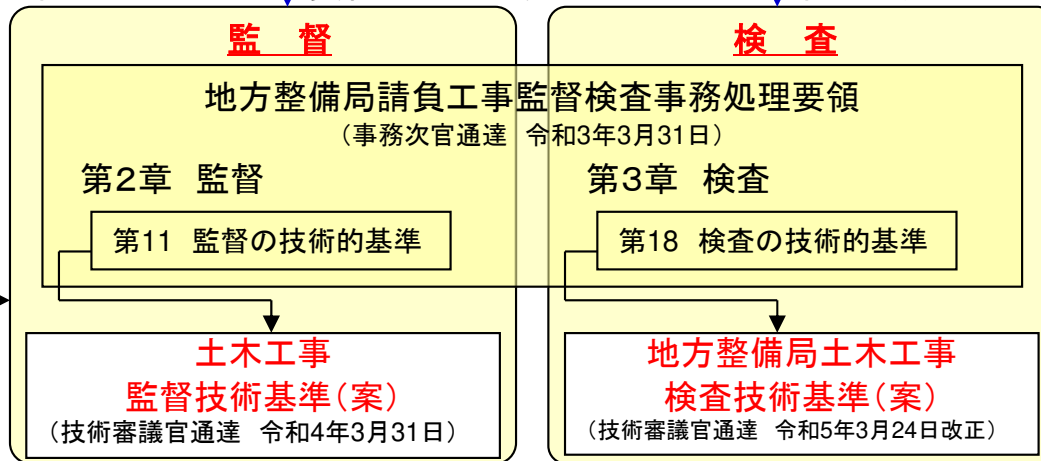
(最終改正:令和3年6月18日)

公共工事の品質確保の促進に関する法律(改正:令和元年6月14日)【**品確法**】

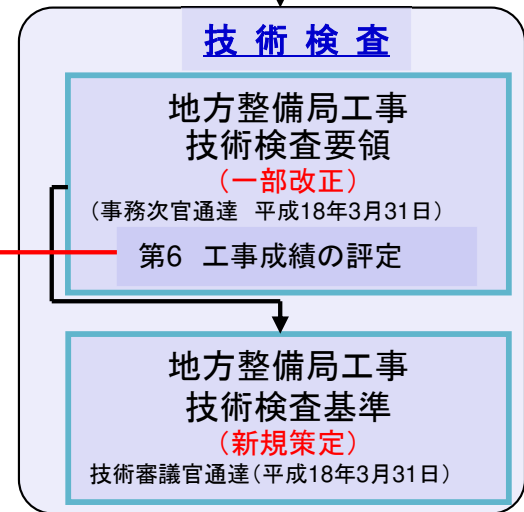
公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針

(閣議決定:令和元年10月18日)一部変更

【**適正化法 第15条**】 施工体制の適正化  
 【**会計法 第29条の11**】 契約の適正な履行の確保  
 【**会計法 第29条の11第2項**】 給付の完了の確認

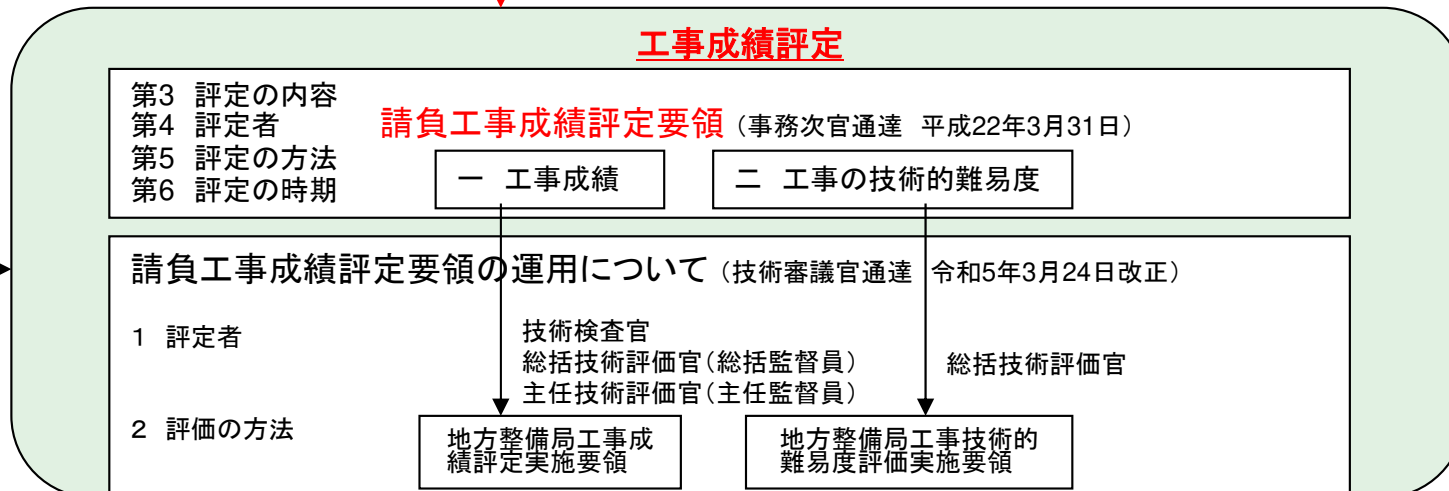


【**品確法第7条**】  
発注者の責務



【**適正化指針 第2 5(3)**】  
工事成績評定をおこなうものとする

【**基本方針**】第2の6  
施工状況の評価を適切に実施しなければならない



## ■ 監督の目的、監督職員の責務 (会計法、土木工事監督技術基準)

契約図書に基づく発注者の責務を遂行するため、**施工状況の確認・把握**を行い、契約の適正な履行と円滑な施工を確保

## ■ 監督項目 (土木工事監督技術基準)

<p><b>①契約の適正な履行の確保</b></p>	<p><b>②施工状況の確認</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 契約図書の内容の把握</li> <li>(2) 施工計画書の受理、確認</li> <li>(3) 施工体制の把握</li> <li>(4) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議</li> <li>(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知</li> <li>(6) 変更設計図面及び数量等の作成</li> <li>(7) 関連工事との調整</li> <li>(8) 工程把握、工事促進の指示</li> <li>(9) 工期変更の事前協議及びその結果の通知</li> <li>(10) 契約担当官への報告(工事中止、工事事故、出来高等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事前調査等</li> <li>(2) 指定された材料の確認</li> <li>(3) 工事施工の立会い</li> <li>(4) 工事施工状況の確認(段階確認)</li> <li>(5) 工事施工状況の把握</li> <li>(6) 建設副産物の適正処理状況等の把握</li> <li>(7) 改造請求及び破壊による確認</li> <li>(8) 支給材料及び貸与品の確認、引き渡し</li> </ul>
<p><b>③円滑な施工の確保</b></p>	<p><b>④その他</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地元対応</li> <li>(2) 関係機関との協議・調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 現場発生品の処理</li> <li>(2) 臨機の措置</li> <li>(3) 事故等に対する措置</li> <li>(4) 工事完成検査等の立会い 等</li> </ul>

## ■ 施工プロセスチェックを主任監督員が実施、検査時に技術検査官に提出

別紙-50

(記入例)

「施工プロセス」のチェックリスト (案)

近畿地方整備局

事務所名：〇〇 工事事務所

主任監督員名：〇〇〇〇

1. 工事名 \*\*\*\*\* 工事
2. 工期 平成14年4月27日～平成15年1月30日
3. 施工業者 〇〇〇〇 ㈱ 〇〇支社

①「施工プロセス」チェックリスト(案)は、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。  
 ②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した日付、及びその内容が〇Kであれば〇にレマークを記入し、〇Kでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。  
 ③用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。

**指示事項**

**是正状況**

細目別	確認項目	チェックリスト一覧 (チェックの見方)	チェック日時・レ点												備考			
			着手前	施工中												完成時		
施工体制	○契約工程表	・契約締結の14日以内に、契約工程表が提出された。 (契約後、変更後)	(5/10)	(10/21)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
	○工事カルテ	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関に申請した。 (契約後、変更後、完成時)	(5/7)	(10/31)	(2/5)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	・変更後の監督確認が遅れたので早急に提出するよう指示した。
一般	○品質証明	・品質証明員の資格(身分及び経歴)が適正である。また、品質証明員に関する資料を書面で提出した。 (契約後、変更後)	(5/10)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
		・工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。 (検査の前等)	(7/16)	(9/17)	(11/18)	(1/20)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
		・品質証明は、出来高、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切(数量も含む)に実施した。 (品質証明実施時)	(6/17)	(8/20)	(10/21)	(12/24)	(1/16)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
○建設業退職金共済制度等	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。 (契約後、増額変更後)	(5/20)	(11/7)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
	・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に提示している。 (施工時1回程度)	(6/3)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	・現場に提示していなかったので指示を指示した。	
	・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に提示している。 (施工時1回程度)	(6/3)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	・現場に提示していなかったので指示を指示した。	
	・建設業退職金共済証書の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 (施工時適宜)	(6/6)	(10/21)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
○請負代金内訳書	・契約締結後14日以内に、所定の様式で提出した。 (契約後、変更後)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
○施工体制台帳、施工体系図	・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。 (施工時の当初、変更時)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
	・施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書を添付している。 (施工時の当初、変更時)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
	・施工体制台帳に、下請負金額を記入している。 (施工時の当初、変更時)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		

※4ページ構成

# 検査 > 検査の法的位置づけ

## 給付の完了の確認検査(会計法)

### ○工事費用を支払うための審査

#### ① 工事実施状況の検査

契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況、及び施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録と契約図書とを対比し以下の事項に留意して行う。



・契約書等の履行状況

#### ② 出来形の検査

#### ③ 品質の検査

## 技術検査(品確法)

### ○企業・技術者の技術力を評価

工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資することを目的

### 工事成績の評定

- ・工事施工状況
- ・工程管理
- ・安全管理
- ・施工体制

#### ④ 出来ばえの検査

種類		法的位置づけ		引渡し	使用	適用
		給付の完了の確認 (会計法)	技術検査 (品確法)			
既 済 部 分 検 査	既済部分検査	○	※ 中間技術検査 と兼ねる場合			<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書38・42条</li> <li>・技術検査要領第2第2項</li> <li>・共仕1-1-1-22</li> </ul>
	完済部分検査	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書39条</li> <li>・技術検査要領第2第2項</li> <li>・共仕1-1-1-22</li> </ul>
中間技術検査		※ 既済部分検査 と兼ねる場合	○			<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術検査要領第2第3項</li> </ul>
部分使用検査		監督行為 (会計法)	※ 中間技術検査 による場合		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書34条</li> <li>・監督技術基準</li> <li>・共仕1-1-1-23</li> </ul>
完成検査 (工事成績を通知)		○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書32条</li> <li>・技術検査要領第2第2項</li> <li>・共仕1-1-1-21</li> </ul>
完成後技術検査			○			<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術検査基準 第5条</li> </ul>

注)適用欄の契約書及び共通仕様書の条は、「工事請負契約書はR5.4.1以降」、「共通仕様書は令和5年度版」にて記載。

別記様式第1

国〇整〇〇第 号  
平成 年 月 日

契約の相手方  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

〇〇地方整備局長  
〇 〇 〇 〇 印  
又は 〇〇地方整備局  
〇〇工事事務所長  
〇 〇 〇 〇 印

## 工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。  
なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

### 記

- 1 工 事 名                    〇 〇 〇 〇 工 事
- 2 工 期                      平成 〇年 〇月 〇日～平成 〇年 〇月 〇日
- 3 完成技術検査年月日      平成 〇年 〇月 〇日

- 4 成績評定
- ① 評定点                    80 点      項目別評定点は、別表1のとおり
- (① 修正評定点            〇 〇 点      【評定点が修正された場合のみ】)
- ② 技術提案履行確認      履行、不履行、対象外 のいずれかを記載
- ③ 工事技術的難易度評価    〇            項目別評価表は、別表2のとおり

- 5 送付先
- (本官の場合) 〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地  
国土交通省〇〇地方整備局 地方事業評価（又は技術調整）管理官 宛  
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇
- (分任官の場合) 〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地  
国土交通省〇〇地方整備局〇〇工事事務所 技術担当副所長〇〇〇〇 宛  
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇

- 6 手続き等の問い合わせ先
- (本官の場合) 〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地  
国土交通省〇〇地方整備局 企画部 技術管理課 検査係  
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇
- (分任官の場合) 〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地  
国土交通省〇〇地方整備局 〇〇工事事務所 〇〇(担当)課〇〇係  
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇

別表 1

## 項 目 別 評 定 点

評価項目	細 別	評定点/満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	2、9 / 3.3 点
	II. 配置技術者	4、1 / 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	11、2 / 13.0 点
	II. 工程管理	6、3 / 8.1 点
	III. 安全対策	7、8 / 8.8 点
	IV. 対外関係	3、7 / 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	12、1 / 14.9 点
	II. 品 質	12、0 / 17.4 点
	III. 出来ばえ	6、7 / 8.5 点
4. 工事特性（加点のみ）	施工条件等への対応	5、3 / 7.3 点
5. 創意工夫（加点のみ）	創意工夫	4、5 / 5.7 点
6. 社会性等（加点のみ）	地域への貢献等	3、7 / 5.2 点
7. 法令遵守等（減点のみ）	工事事故等による減点	
	総合評価による減点	
評定点合計		80.3 / 100.0 点

項目	細別	評定概要	評定者
1. 施工体制	I. 施工体制一般	施工体制の適切性	主任技術評価官
	II. 配置技術者	現場代理人等の配置、現場指導、施工状況等把握	主任技術評価官
2. 施工状況	I. 施工管理	施工計画と現場施工の状況、出来形管理等	主任、技術検査官
	II. 工程管理	工程管理の状況、工期等	主任、総括技術評価官
	III. 安全対策	工事安全への取り組み、安全教育の実施状況等	主任、総括技術評価官
	IV. 対外関係	関係機関との調整状況、地元対応、関連工事との調整等	主任技術評価官
3. 出来形 ・出来ばえ	I. 出来形	設計図書との対比（規格値）等	主任、技術検査官
	II. 品質	品質管理の状況（ミルシート等）等	主任、技術検査官
	III. 出来ばえ	仕上がり具合（端部や接続部等）、均一性等	技術検査官
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	構造物の特殊性、都市部の作業環境、厳しい自然・地盤条件、長期工事の安全確保等	総括技術評価官
5. 創意工夫	I. 創意工夫	施工、新技術活用、品質、安全衛生等の工夫	主任技術評価官
6. 社会性等	I. 地域への貢献度	周辺環境への配慮、地域との積極的な連携等	総括技術評価官
7. 法令遵守	※減点のみ	工事施工上の指名停止等の措置、総合評価技術提案不履行による減点等	(総括技術評価官)

各成績評定者が採点 基準点(65点)±考査項目別加減点計

各成績評定者の持分 (配分ウエイト)

主任技術評価官 (主任監督員)	40%
総括技術評価官 (総括監督員)	20%
技術検査官	40%

各成績評定者が採点 **基準点(65点) ± 考査項目別加減点計**

各成績評定者の持分 (配分ウエイト)

主任技術評価官 (主任監督員)	40%
総括技術評価官 (総括監督員)	20%
技術検査官	40%

技術検査官: 中間技術20%、完成20%  
ただし中間なしの場合は完成40%

各成績評定者の採点結果と配分ウエイトを考慮し評定点を算定  
法令等の減点等を加算し、工事成績評定点を計算

## ■ 計算例

各成績評定者の評定点	(各採点)	(配分ウエイト)	
主任技術評価官	77.5	0.4	=31.0
総括技術評価官	72.0	0.2	=14.4
技術検査官	(74.0+75.0) ÷ 2		
		× 0.2 + 75.0 × 0.2	=29.9
<b>【中間2回実施した場合】</b>	計		<b>=75.3</b>

### 工事成績評定点

=75.3 + 0 = 75.3点

(法令等の減点を加算)

※ 小数第1位で四捨五入し、整数化

**75点**



## ■総合評価落札方式における施工計画等の実施状況の確認

### 1. 総合評価計画書

- ・現場着手前に受注者が総合評価計画書（受注者が提案した内容及び実施方法等を記載）を作成し、発注者に提出。
- ・受注者、出張所、発注担当課の三者により総合評価の内容を確認。

### 2. 実施状況の確認

- ・総合評価計画書に基づき提案どおりの履行がなされているか、**チェックシート**を用いて監督職員が確認。
- ・提案内容が履行されていない場合、受注者に対して是正措置の指示を行う。
- ・受注者が是正措置の指示を受けた場合は、是正報告書を監督職員に提出。

### 3. 総合評価実施報告書

- ・受注者が**工事完成後に総合評価実施報告書**を作成し、**監督職員に提出**。
- ・総合評価実施報告書は提案項目ごとに実施時期、実施内容を記述。

### 4. 総合評価実施確認表

- ・監督職員は**チェックシート及び総合評価実施報告書**により**実施内容の履行状況を確認**。
- ・主任監督員は、総合評価実施確認表を用いて**実施の有無について評価**を行う。

### 5. 完成検査時

- ・技術評価官（完了検査官）は検査書類に総合評価実施確認表が添付されていることを確認。  
（実施内容の履行状況については確認しない）

## ■各様式の記載例

〇〇工事チェックシート(例)

チェック項目	提案内容	効果の有無	監督職員 確認日
騒音・振動対策	1.一般道を掘削する際はゴム製クローラーのものを使用		11/30
	2.ダンプトラックの荷台に緩衝材を設置		10/20,11/30
	3		
	4		
	5		
粉塵対策	1.工事用道路に散水		10/20,11/30
	2.仮置き土にシートを掛ける		10/20
	3		
	4		
	5		

簡易型の記載例

総合評価実施確認表

事務所名: \_\_\_\_\_ 事務所 \_\_\_\_\_

工事名	〇〇工事
業者名	△△建設会社(株)

### ■主任監督員

確認年月日	平成 年 月 日
主任監督員所属・氏名	_____ 印

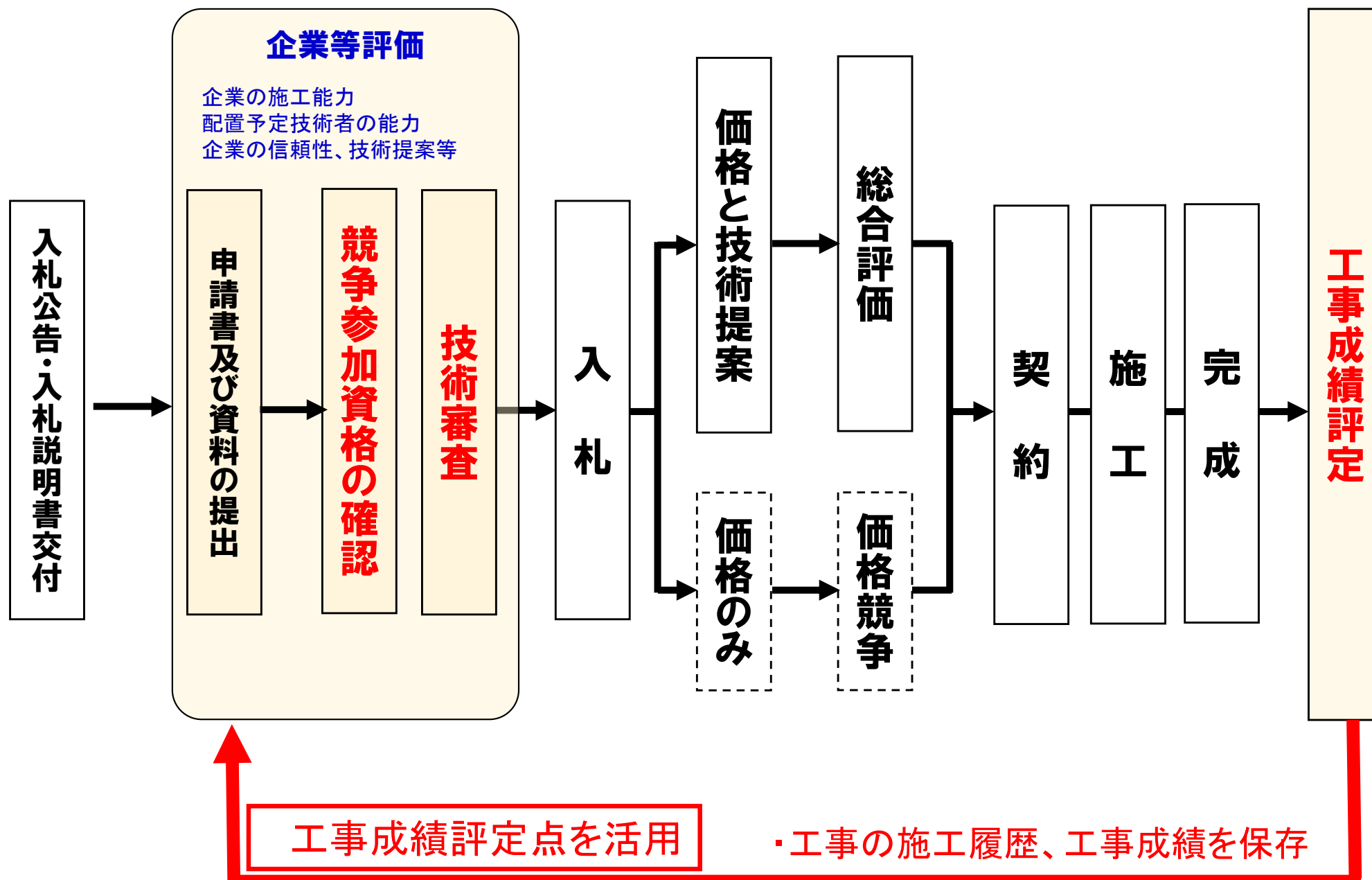
### 実施状況について

考査項目	評価 (○、△、×)	評価理由
施工計画(施工上配慮すべき事項)	○	概ね提案した内容で施工し、効果が得られたと言える。

注 1)主任監督員は、各項目毎の実施状況について、担当課長又は副所長等と相談のうえ、  
○、△、×(○:実施したことが確認出来る、△:実施状況に疑義がある、×:実施していない)の評価をする。  
2)実施されていないと判断された場合、受注者にペナルティが課せられるため、主任監督員の評価に△、×がある場合は、技術審査会に諮りペナルティの採否を決定する。

### 実施効果の検証

提案内容	実施効果	評価
散水車にて現場周辺の散水を実施	苦情もなくスムーズに工事を進めることができ、粉塵対策として効果が確認できた。	効果があった



模範となる優秀な工事の施工



工事成績評定へ反映

各種表彰の受賞

- ・優良工事表彰
- ・優良工事技術者表彰
- ・工事成績優秀認定企業 等

当該工事での評価

次回工事でのインセンティブ

総合評価の評価点 ※企業評価例  
(過去3年の工事成績平均点)

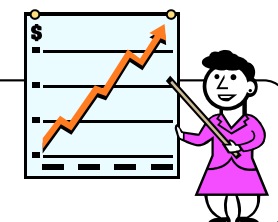
80点以上	+6点
75~80点	+3点
70~75点	+1点

総合評価の評価点(表彰制度)

※企業評価例

優良工事(局長)表彰	+3点
優良工事(事務所長)表彰	+1点
安全管理優良受注者表彰	+1点

受注機会の増



監督業務の充実のため「高い技術力を有する者の参画(品確法)」により品質を確保

## ○ 施工者と契約した第三者による品質証明制度

受発注者以外の一定の技術力を有する第三者による品質証明により、受注者の品質管理をサポートし品質を確保

- ・平成25年度より2年毎に試行期間を更新して試行中 ⇒ 年間20工事程度
- ・令和5年6月より「**当分の間、試行を継続**」

## ○ ISO9001認証取得を活用した監督業務

ISO9001認証取得した一定の技術力を有する受注者自らが品質管理を実施

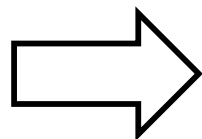
- ・平成16年度より実施中であるが、実施件数は年間数件程度

※ ISO9001活用工事は監督業務の一部を受注者の検査記録の確認に置き換えることで品質確保と事業実施の効率化を図るもの。  
完成検査は検査官が実施。

### 監督業務の確認頻度充実のイメージ

(現在の監督)

確認頻度	19/20	【受注者】 臨場確認	【発注者】 書面確認
	1/20		臨場確認



(第三者品質証明)

確認頻度	19/20	【受注者】 臨場確認	【発注者】 確認・記録
	1/20		

or

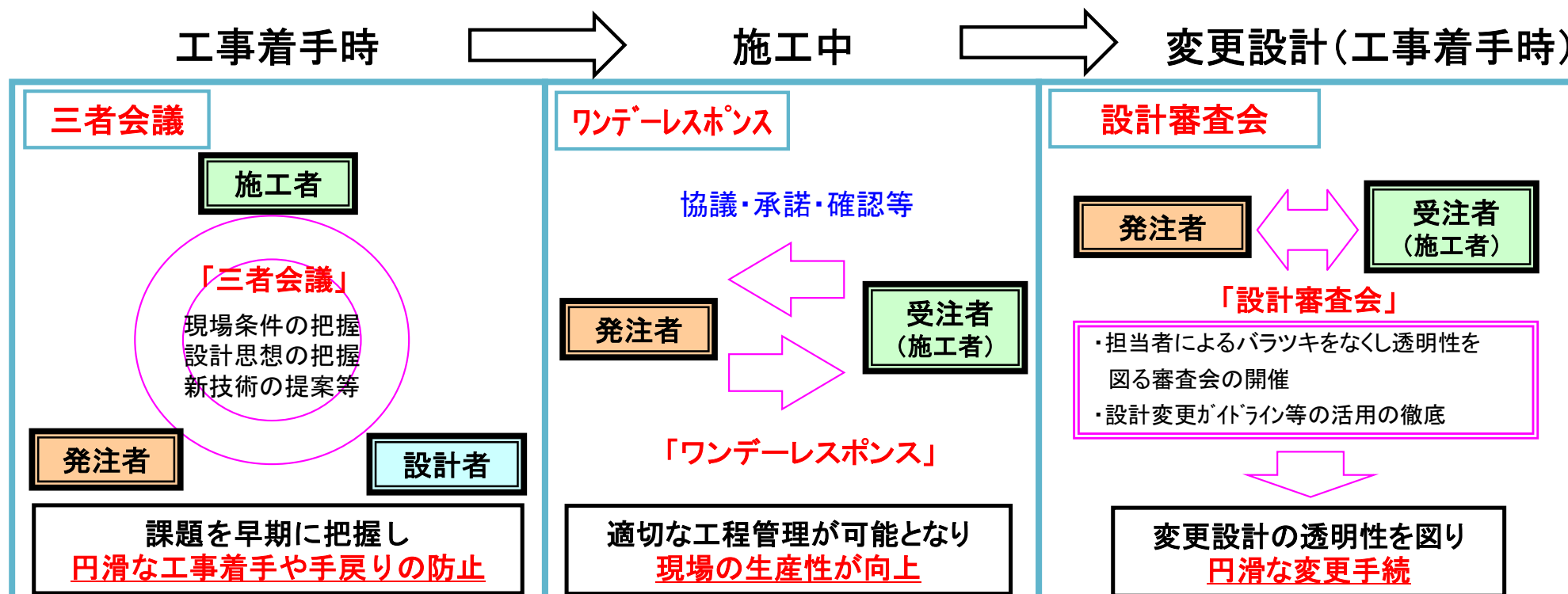
([ISO9001活用工事])

確認頻度	19/20	【受注者】 確認・記録	ISO9001 に基づく 品質マ ネジメン トを活用
	1/20		

# 3. 受発注者間の取り組み

---

- 工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するための取組
- ・三者会議 : 発注者、設計者、施工者が一堂に会し、情報を共有し工事の円滑な着手、手戻りを防止
  - ・ワンデーレスポンス : 施工者から質問等に対して、迅速な回答を実施し、施工者の手待ち時間を解消
  - ・設計審査会 : 各種ガイドラインの活用を図り、設計変更の透明性を図り、円滑な設計変更の実施



受注者の立場に立った取り組みとするため、特記仕様書に明示し契約内容の一部として実施。

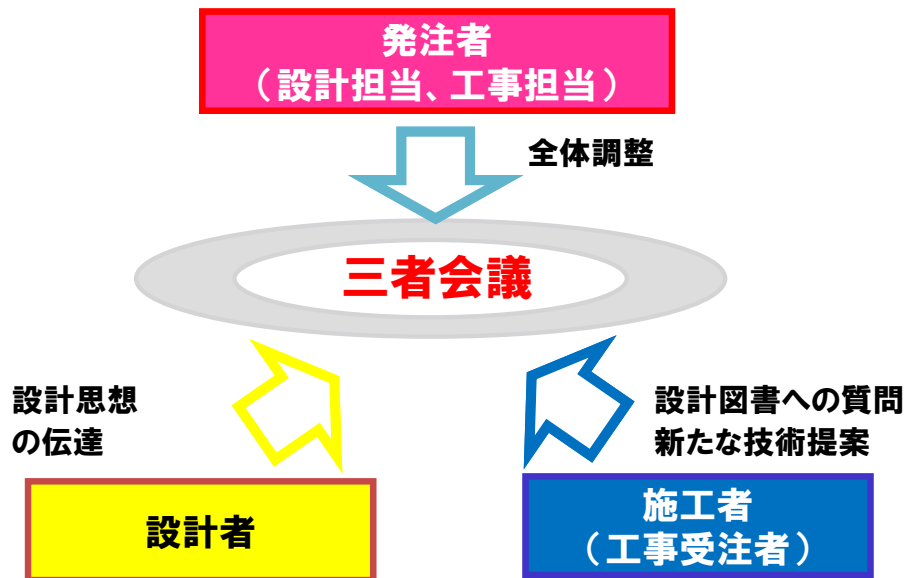
構造物を主体とする工事などを中心に実施。  
また、当初対象にしていなくても、施工中に現場条件が大きく変化した場合や請負者からの申し出による開催も可。

原則、全ての工事が対象

変更を伴う全ての工事が対象  
(簡易な工事、数量精算等は除く)

・三者会議とは、  
工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者（設計担当・工事担当）、設計者、施工者（工事受注者）による『三者会議』を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図る取組

## 三者会議の概要



### 【検討例】

- ・設計の考え方、設計思想の説明（設計者）
- ・照査結果の報告、新技術の提案（施工者）
- ・関係機関との調整状況（発注者）

## 《関東地方整備局での取り組み》

### ○対象工事:

- ① 工期が6ヶ月以上で、構造物を主体とする工事
- ② 施工上の情報共有や意見交換等が必要な工事等、三者会議の導入効果が高いと判断される工事。

- ・発注者から事業目的及び協議調整状況や現地条件等の工事全般に関する注意事項等の伝達を行う。
- ・設計者から設計業務の成果品により設計思想・条件等の伝達を行う。
- ・施工者から設計図書の照査を踏まえた現場条件又は施工上の課題、設計照査結果や仮設計画等に関すること、及び新技術の提案等の説明を行う。
- ・対象工事以外で施工者が三者会議の開催を発議する場合、「総括監督員」に書面で要請(協議)するものとする。
- ・現場条件の特殊性等に応じ、複数回開催することができる。

## 効果

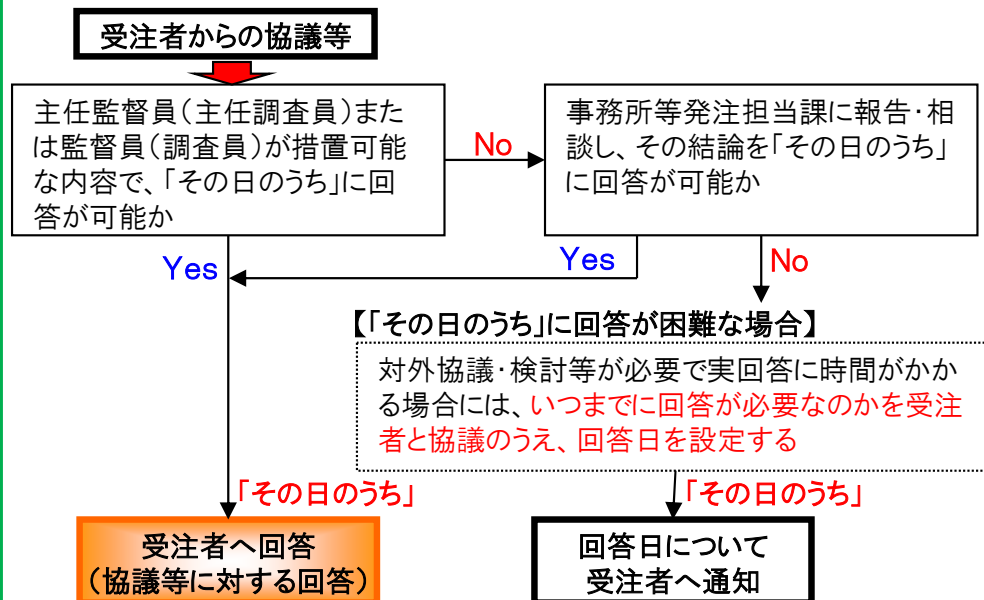
- ◆公共工事の品質確保
- ◆円滑な事業執行

・ワンデーレスポンスとは、  
受注者からの協議等に対して、「その日のうち」に回答、または、回答日を協議の上、決定することにより、工事現場や業務実施過程において発生する諸問題を迅速に対応する取組

## ワンデーレスポンスの概要



### ○ワンデーレスポンスフロー



## 《関東地方整備局での取り組み》

### ○対象工事: 全ての工事および業務

- ・主任監督(調査)員または監督(調査)員は、受注者から協議等があり、措置可能なものは、「その日のうち」に回答する。
- ・「その日のうち」とは、午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、閉庁日を除く。
- ・発注者は、「その日のうち」に回答が困難な場合(対外協議、現地調査、構造計算が必要なものなど)は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、受注者に「回答日」を通知する。
- ・通知した「回答日」を超過することが明らかになった場合は、発注者は、再度受注者と回答期限について協議し、新たな「回答日」を通知する。
- ・回答及び回答日の通知は、原則、書面により行うものとする。

## 効果

- ◆ 問題解決の迅速化
- ◆ 適切な工程管理



・設計審査会とは、

発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前に工事工程の共有・照合及び協議資料作成等の役割分担を明確にし、設計変更手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化のため、設計変更する内容の妥当性及び工事中止等の協議・審議等を行う取組

## 設計審査会の概要

受注者

- ・現場代理人
- ・監理技術者等

発注者

- ・(技)副所長
- ・工務課長
- ・主任監督員等

### 設計審査会

- ・工事工程のクリティカルパスの共有及びクロスチェックの実施
- ・協議資料作成等の役割分担の明確化
- ・設計変更の妥当性審議(設計変更ガイドライン活用)
- ・設計変更手続きに伴う工事中止の判断等

設計変更、先行施工承認に反映

#### 【検討例】

- ・用地取得難航による施工方法の変更協議
- ・地下水位の変更に伴う土留め工法の変更
- ・天災等に伴う工事中止の判断及び中止に伴う増加費用の協議

## 《関東地方整備局での取り組み》

○対象工事：原則、全ての工事  
(簡易な工事等は除く)

- ・現場着手前に、工事工程のクリティカルパスの共有及びクロスチェックを実施し、併せて協議資料作成等の役割分担を明確にする。
- ・設計変更の妥当性(可・否)の審議及び設計変更手続きに伴う工事中止等の判断について、審査を行う。
- ・発注者、受注者のいずれかの発議により、適時開催する。
- ・受注者が審査会の開催を発議する場合、「総括監督員」に文書で要請(協議)する。
- ・審査会の結果は、会議の場で議事録を作成、サインし、受・発注者双方が議事録を保持する。

## 効果

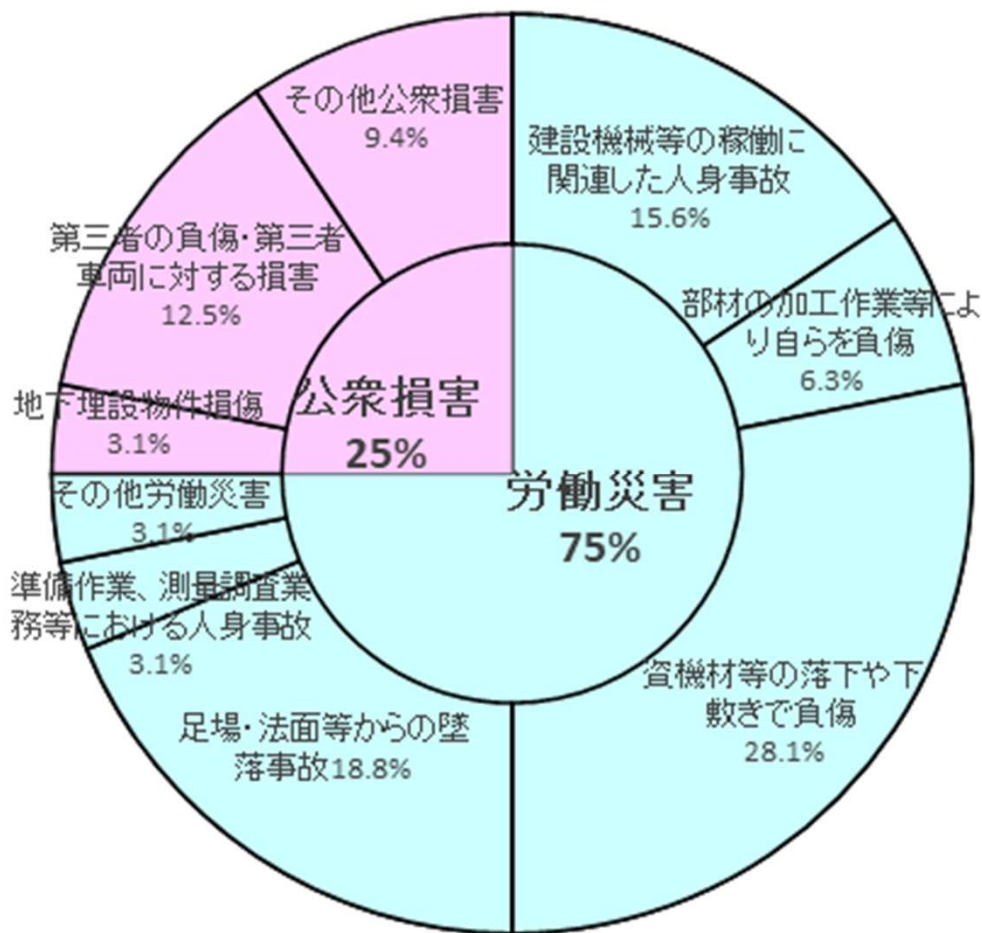
- ◆ 変更手続きの透明性、公平性の確保
- ◆ 迅速、円滑な変更手続き

# 4. 安全対策のお願い

---

- 工事事故発生件数のうち、**労働災害の割合が多く**、特に「資機材等の下敷きによる人身事故」の件数が最も多い。
- 令和6年度重点的安全対策の項目は、過年度の発生件数および重大事故の発生状況を考慮して、6項目を設定。

R5 工事事故発生状況（発生形態別）



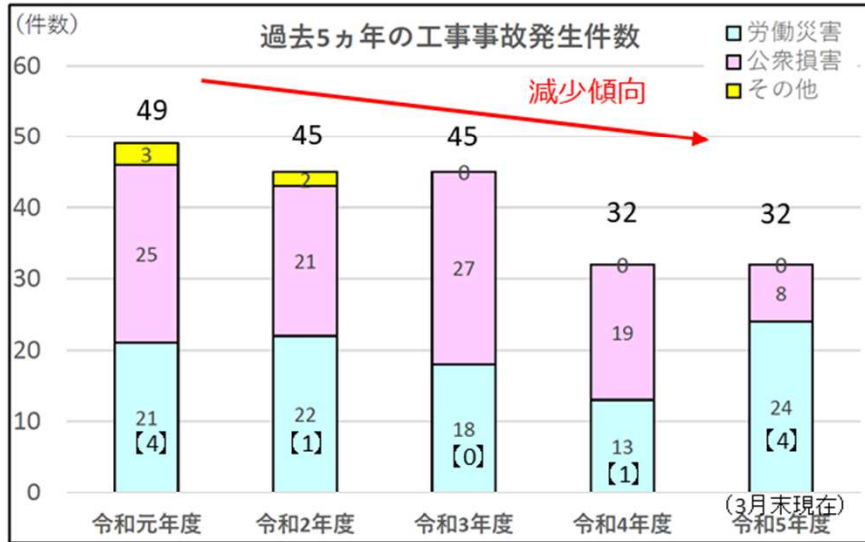
※R6年3月時点で工事事故扱いしている案件

発生形態	R3	R4	R5	過去3年間計
	建設機械等の稼働に関連した人身事故	5	6	5
部材の加工作業等により自らを負傷	2	1	2	5
資機材等の落下や下敷きで負傷	4	0	9	13
足場・法面等からの墜落事故	3	3	6	12
準備作業、測量調査業務等における人身事故	1	0	1	2
その他労働災害	3	3	1	7
小計	18	13	24	55
架空線・標識等損傷	7	3	0	10
地下埋設物件損傷	6	5	1	12
第三者の負傷・第三者車両に対する損害	10	5	4	19
その他公衆損害	4	6	3	13
小計	27	19	8	54
その他事故	0	0	0	0
計	45	32	32	109

  … R6年度重点的安全対策項目

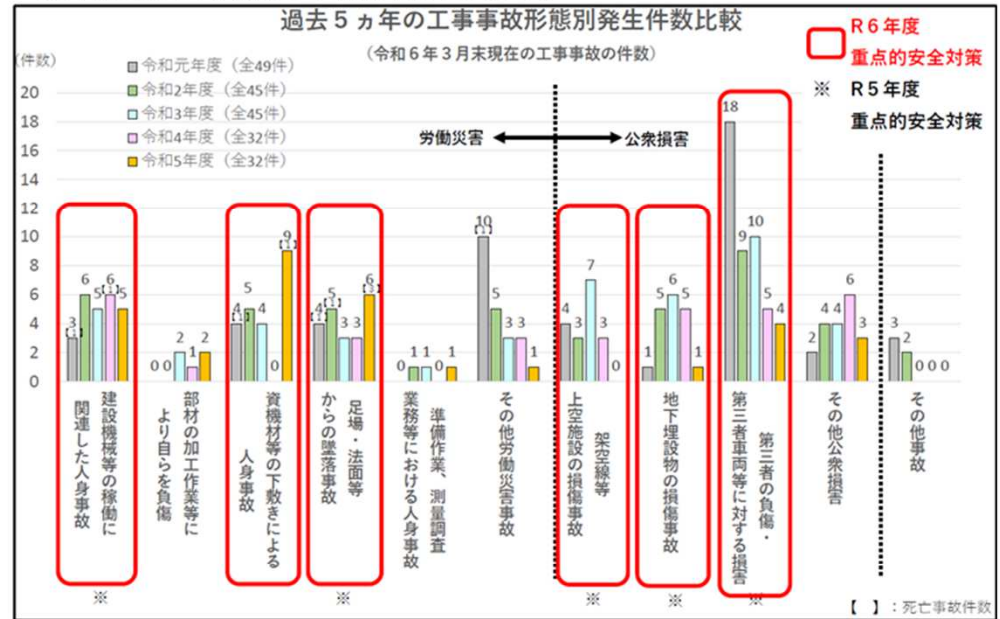
## 1. 重点的安全対策とは

工事事故の発生状況を踏まえ、重点的に安全対策を行う事項を設定することで、工事関係者に工事事故防止に努めていただくことを目的としています。平成27年度以降、工事事故は減少傾向にあります。令和5年度は死亡事故が4件発生しており、引き続き工事事故防止の取組が必要です。



## 2. 工事事故の発生形態

工事事故には、様々な発生形態があります。事故が多発している発生形態や重大事故につながる恐れのある事案を考慮し、令和6年度の重点的安全対策の事故形態とします。



## 3. 重点的安全対策として実施すべき内容

重点的安全対策の事故形態毎に、具体的に実施すべき内容を設定し、現場作業員一人一人への周知徹底をお願いしています。

### I. 架空線等上空施設の損傷事故防止

(R5発生割合 0% 0件/32件) ※過去3カ年発生割合9% 10件/109件

### II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

(R5発生割合 16% 5件/32件)

### III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止

(R5発生割合 28% 9件/32件 ※死亡事故1件)

### IV. 足場・法面等からの墜落事故防止

(R5発生割合 19% 6件/32件 ※死亡事故3件)

### V. 地下埋設物の損傷事故防止

(R5発生割合 3% 1件/32件)

### VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

(R5発生割合 13% 4件/32件)

## 4. 令和6年度の重点的安全対策のポイント

令和5年度は足場・法面等からの墜落・転落による死亡事故が3件発生しています。墜落・転落事故の中には、墜落制止用器具（安全带）を使用していたものの、その掛替え時に墜落・転落した事案もある事から、足場の組立て等作業時における「墜落制止用器具（安全带）の二丁掛」について、令和6年度より新たに実施すべき内容として追加しています。



橋梁の下部工検査路設置作業中、作業員1名が転落し死亡が確認された事案



未終了の足場板上を歩行し、足元の足場板が傾斜したことによりバランスを崩し、地上へ墜落した事案

## 重点的安全対策として実施するべき主な内容

※赤字は令和6年度に追加した内容

### I. 架空線等上空施設の損傷事故防止

#### ①事前確認及び周知・指導の徹底

- 種類、位置等を確認するとともに、チェックリスト等を用いて、作業員へ周知、指導を徹底する。

#### ②目印表示等の設置

- 架空線に注意が向くよう目印表示や看板等を設置する。

#### ③適切な誘導

- 誘導員を配置し、合図を定めて誘導する。

#### ④アーム・荷台等は下げて移動

- 必ずアームや荷台・ブームを下げて移動する。

【架空線対策】



### II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

#### ①適切な施工機械の選定及び使用

- 適切な施工機械を選定し、機械の取扱説明書等を遵守する。【センサーによる接触防止】

#### ②誘導員の配置

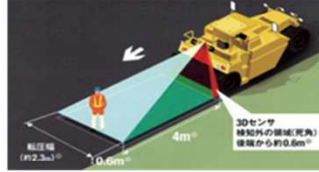
- 誘導員を適正に配置する。

#### ③作業員に対する作業方法の周知

- 必要な作業手順を周知徹底する。

#### ④点検・清掃時の安全確保

- 点検・清掃中に誤って機械が作動又は移動しないような措置を講じる。



### III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止

#### ①危険性の調査等（リスクアセスメント）の実施と安全管理活動の徹底

- 現場における作業行動その他業務に起因する危険性の調査（リスクアセスメント）等を実施し、その結果に基づいた労働災害を防止するために必要な措置を施工計画や作業手順に反映させる。

#### ②現場条件に応じた措置の実施

- 現場条件と施工計画とが一致しない場合は、速やかにその原因を調査分析し、現場条件を考慮した施工計画に変更し、適切な施工管理に努める。

#### ③飛来落下等の防止対策の徹底

- 防網設備の設置、立入区域を設定する等、飛来落下等による危険防止措置を講じることを徹底する。
- 物体の飛来落下等の危険を防止するために保護帽を着用させることを徹底する。
- 作業床端、開口部、のり肩等の周辺には集積しないこと。

### VII. 事故防止

#### ①基本的な手順の遵守及び動作の確実な実施

#### ②安全施工が確保される施工計画書等の作成・検討

#### ③作業員に対する安全教育

#### ④適正な工程管理

#### ⑤交通安全管理

### IV. 足場・法面等からの墜落事故防止

#### ①作業方法及び順序の周知

- 墜落制止用器具（安全帯）の着用など、作業方法、作業手順を周知徹底する。

#### ②墜落防止設備の設置、使用

- 親綱等の墜落防止設備を設置、使用し、安全な足場環境を整備する。
- 特に足場の組立て等作業時における墜落制止用器具（安全帯）の掛替え時の墜落防止対策として「墜落制止用器具（安全帯）の二丁掛」を基本とする。

【墜落制止用器具の使用】



#### ③安全通路の設定、周知徹底

- 作業員が安全に移動できる通路を確保する。

#### ④「ロープ高所作業」における危険防止のための関係法令の遵守

- ライフライン設置、特別教育の実施等を遵守する。

### V. 地下埋設物の損傷事故防止

#### ①事前調査、試掘の実施

- 作業に先立ち図面等の照会を必ず行う。
- 試掘は作業手順書を作成し実施する。
- 作業員にチェックリスト等を用いて留意事項を指導する。

【試掘による確認】



#### ②目印表示、作業員への周知

- 目印表示等による埋設位置の明示を行う。

#### ③監視員の配置

- 必要に応じて監視員を配置する。

### VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

#### ①適切な交通誘導

- 交通誘導員を適切に配置し、事前に具体的な誘導方法、合図等を確認する。

#### ②交通関係法令の遵守

- 交通関係法令を遵守し、安全運転に努めること。

#### ③運搬物の安定性の確保

- 積荷の固縛措置が十分であるか確認する等、出発前に入念な対策を講じておくこと。

【積荷の適切な固縛】



※「VII.事故防止」の重点的安全対策として実施するべき内容は、基本的な安全対策をまとめたものであり、下請が単独で起こした事故であっても、当該内容の指導が不十分であったとして、受注者に対し、必要に応じて厳しい措置を行うこととする。

- 「労働安全衛生法」など規則や法規の遵守
- 工事現場に適した施工計画、作業手順書の作成及び周知
- 労働者等に対する安全教育の実施
- 作業内容に対する適切な指示・指導
- 工事現場内における安全点検・確認の実施
- 交通誘導員、重機誘導員の適切な配置
- 仮設備の点検・整備の実施

# 工事着手前に 是非一度ご覧下さい。

関東地方整備局ホームページでは管内にて発生した工事事故の事例を掲載しています。

**工事事故事例について：** <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000014.html>

[ 国土交通省関東地方整備局ホームページ > 技術情報 > 工事の安全対策 ]


参考資料

## 工事事故 事例集

令和4年4月から令和6年3月までに発生した事故の事例を発生形態別に分類した事例集です。

類似事故を防止するため安全教育資料としてご活用下さい。

なお、本事例集で紹介している再発防止策は、発生した事故を受けて現場状況を踏まえて立案された内容であり、その全てが法令・基準等において実施すべき内容として定められているものではありません。



**関東地方整備局 企画部 技術調査課**

**【事故事例】バックホウが残土置き場天端から転落し、オペレーターが負傷**

工事種別	一般土木工事	事故発生日	令和5年8月28日	気象条件	曇り
------	--------	-------	-----------	------	----

**■事故概要** 労働災害 - 建設機械の転倒に関連した負傷

・残土置き場上部にて掘削残土の整地作業を行っていたバックホウが、後進した際に天端から約7.0m転落し、オペレーターが負傷した事故。

**■事故発生状況**



**■発生要因**

- オペレーターは、後方の平場に余裕があると思い込み、後方確認を怠ったままバックホウを後進させた。
- 監視員の配置や注意喚起標識等、法肩への接近、転落防止のための安全対策がなされていなかった。

**■再発防止策**

- バックホウの後進操作は禁止とし、移動の際は旋回後、前進状態にすることを徹底する。
- 整地完了箇所には順次、法肩より2m以上離れた位置にカラーコーンを設置し、法肩接近防止の注意喚起を図る。

発生した事故の一部の事例について、発生事象や発生原因、本来とるべきと考えられた行動、事故を受けて立案された再発防止策等を紹介しています。

## 架空線、地下埋設物損傷防止対策のため、チェックリストをご活用ください。

架空線近接箇所での作業におけるチェックリスト

確認項目	確認者	確認年月日
1. 工事現場における架空線等上空施設については、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置(場所、高さ等)及び管理者を確認しているか。		/ /
2. 現地調査結果を発注者(監督職員)に報告したか。		/ /
3. 架空線等上空施設に近接して工事を行う場合は、必要に応じて、その管理者に施工方法の確認や立会いを求めたか。		/ /
4. 建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、接触・切断の危険性がある場合は、必要に応じて以下の保安措置を講じているか。 ①架空線等上空施設への防護カバーの設置 ②工事現場の出入り口等における高さ制限装置の設置 ③架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置 ④建設機械ブーム等の旋回・立入り禁止区域等の設定 ⑤近接して施工する場合は見張員の配置		/ /
5. 架空線等上空施設に近接した工事の施工にあたっては、架空線等と機械、工具材料等について安全な離隔を確保しているか。		/ /
6. 建設機械、ダンプトラック等のオペレータ・運転手・監視人に対し、工事現場区域及び工事用道路内の架空線等上空施設の種類、位置(場所、高さ等)を連絡するとともに、ダンプトラックのダンプアップ状態での移動・走行の禁止や建設機械の旋回・立入り禁止区域等の留意事項について周知徹底しているか。		/ /
7. 公道における架空線等上空施設の損傷事故防止のため、重機回送時の高さチェックやダンプトラックのダンプアップ状態での走行禁止についても周知徹底しているか。		/ /

(高圧線付近での作業)

8. 接触のおそれのある高圧線には防護措置を講じているか。または誘導員を配置しているか。		/ /
9. 電路から下記の離隔距離が十分とれているか。		/ /

電路の電圧(交流)	離隔距離
特別高圧(7,000V以上)	2m以上、但し、60,000V以上は10,000V又はその端数を増すごとに20cm増し
高圧(600~7,000V)	1. 2m以上
低圧(600V以下)	1. 0m以上

地下埋設物に関する作業におけるチェックリスト

確認項目	確認者	確認年月日
1. 発注者から地下埋設物の情報を確認しているか。		/ /
2. 地下埋設物の管理方法及びその取扱い方法について施工計画書に明示しているか。		/ /
3. 埋設物管理者及び監督職員に立会を求め、地下埋設物の確認を行っているか。		/ /
4. 工事関係者に埋設位置を周知させるため、確認位置に杭や旗、ペンキ等の目印を付けているか。		/ /
5. 埋設物管理者及び監督職員に試掘の立会を求めたか。		/ /
6. 埋設物管理者及び監督職員の立会のもとに試掘を行ったか。		/ /
7. 試掘の結果、埋設物の位置が不明の場合は、再度位置の確認を行ったか。		/ /
8. 埋設物の詳細な位置を確認したか。		/ /
9. 発注者へ確認結果を報告したか。		/ /
10. 地下埋設物の近接作業方法について作業員に周知しているか。		/ /

関東地方整備局ホームページに掲載

[http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr\\_content/content/000059661.pdf](http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000059661.pdf)



# 関東地方整備局HP「工事の安全対策」の紹介

## 重点的安全対策

令和6年度 重点的安全対策 (令和6年3月策定)

(令和6年度新規・変更:.....)

工事故を防止するため、特に以下の事故発生形態を重点的安全対策事故発生形態とし、重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこととする。

また、重点的安全対策事故形態に該当しない作業であっても、リスクアセスメントを適切に行い、重大事故につながる危険要因を排除することにより、工事故防止に努めることとする。

令和5年度(2月末現在)の工事故発生件数は昨年度同月の件数と比較して同数となっているが、労働災害が昨年度13件に対し23件と1.77倍と増加し、「資機材等の下敷きによる人身事故」で1件、「足場・法面等からの墜落事故」が3件、合計4件の死亡事故が発生し憂慮すべき状況である。事故の発生原因として、重点的安全対策として定めている、基本的な安全対策の遵守不足や作業計画・施工手順の検討・周知徹底が不足等を要因とした事故が多い。

よって、改めて作業計画・施工手順を現場作業員一人一人への周知徹底を行うなど安全施工に対する基本的な事項を徹底することが重要である。

なお、「工事故防止の重点的安全対策として実施すべき内容」は、基本的な安全対策をまとめたものであり、下請が単独で起こした事故であっても、当該内容の指導が不十分であったとして、受注者に対し、厳しい措置を行うこととする。

## 工事故発生状況

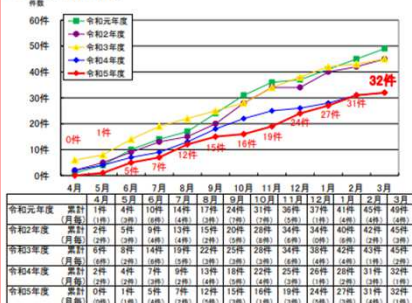
令和5年度 関東地方整備局管内  
工事故(速報)の情報提供について

工事の安全管理には、日頃から万全を期して実施いただいているところですが、現在この工事故(速報)についてお知らせ致します。

### ●工事故発生状況(令和6年3月31日現在速報値)

1. 1月毎工事故発生件数(R6.3.1~3.31)	1件
2. 令和5年度累計工事故発生件数	32件 (前年度発生件数0件)
3. 令和5年度累計死亡者数・負傷者数 (令和5年度の死亡者は1人、負傷者は17人)	死亡者数 4人 負傷者数 20人

### ●工事故発生件数の推移



ホーム > 技術情報 > 工事の安全対策

## 技術情報

公共工事に関する共通仕様書や工事安全対策、新技術など様々な情報のご案内です。

## 工事の安全対策

### 重点的安全対策

令和6年度 工事故防止「重点的安全対策」[PDF:7.8MB]

【関東版重点】 <令和6年3月策定>

### 工事故事例及び発生状況

工事故事例

工事故発生状況(速報値)

### 工事故防止強化月間

令和5年度 工事故防止強化月間(11月) [PDF:109KB]

「工事故防止強化月間」チラシ(R5.10末時点) [PDF:113KB]

工事故の現状と対策について(R5.10末時点) [PDF:2.5MB]

### セーフティサポートニュース

関東地方整備局発注の工事現場における事故防止に関する取り組みや、安全パトロールによる点検

セーフティサポートニュース Vol.17(R6.4) [PDF:554KB]

セーフティサポートニュース Vol.16(R5.12) [PDF:1.4MB]

セーフティサポートニュース Vol.15(R5.10) [PDF:826KB]

セーフティサポートニュース Vol.14(R5.4) [PDF:564KB]

### 過去のセーフティサポートニュース

## 工事故防止強化月間

国土交通省 関東地方整備局

令和5年度 工事故防止強化月間

実施期間：令和5年11月1日～11月30日

### 取り組み内容

- 安全協議会等の開催
- 現場の安全総点検、ハトロールの実施
- 安全管理・事故防止に関する啓発活動

関東地方整備局管内 工事故発生状況

令和5年10月末時点16件(速報値)

(令和4年10月末時点22件)

### TOPICS

- 工事故発生件数は前年度比で6件減少
- 工事・業務関係者が死亡する重大事故が2件発生
- 「建設機械等の稼働に関連した人身事故」「資機材等の落下や下敷きによる負傷事故」「足場・法面等からの墜落事故」が多発している状況

ホームページでは工事故の発生件数や事故事例など各種安全関係の資料を掲載しています。  
<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000013.html>

問合せ先：国土交通省 関東地方整備局 企画部 技術調査課 安全施工担当

☎048-600-1332 (ダイヤルイン)

## 工事故 事例集

参考資料

## 工事故 事例集

令和4年4月から令和6年3月までに発生した事故の事例を発生形態別に分類した事例集です。

類似事故を防止するため安全教育資料としてご活用下さい。

なお、本事例集で紹介している再発防止策は、発生した事故を受けて現場状況を踏まえて立案された内容であり、その全てが法令・基準等において実施すべき内容として定められているものではありません。

関東地方整備局 企画部 技術調査課

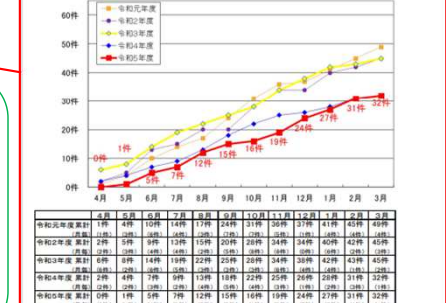
## セーフティサポートニュース

### SAFETY SUPPORT NEWS

#### Contents

- 令和5年度工事故発生状況(速報値)
- 令和6年度重点的安全対策について

過去5年間の工事故発生状況(令和5年度は速報値)



#### Topics

- 関東地方整備局発注工事における、令和5年度の累計工事故発生件数は32件(速報値)となり、近年の工事故発生状況は減少傾向にあります。
- 一方で、令和5年度は工事関係者が死亡する事故が4件発生しており、引き続き工事故防止に向けた取組が必要です。

## 【URL】

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000013.html>

ご静聴ありがとうございました。

---